

PCR等検査費用補助制度

個人又は事業所へ補助します

令和2年度においては、無症状の個人が行った任意PCR検査費用の一部を補助していましたが、令和3年度より事業所への補助事業を新たに加えました。

皆さんが少しでも安心して生活ができるよう検査をされる場合は、是非この制度をご活用ください。

対象者

症状が無い方で新冠町に住民登録がある又は新冠町内の事業所に勤務している従業員が行ったPCR等（遺伝子検査）の検査費用の一部を補助いたします。

【例①】個人が検査費用を負担する場合

新冠町に住所がある方が、感染拡大地域等に滞在した後、健康状態に不安を感じ検査を行った方。

【例②】事業所が検査費用を負担する場合

町内自社従業員が感染し、その他の従業員と濃厚接触した場合に事業所が事業継続のために任意のPCR検査等の費用を負担し、無症状の従業員に検査を行った場合。

※事業所が検査費用を負担する場合には、検査を受ける前に役場保健福祉課窓口で手続きを行う必要がありますので、事前にご連絡願います。

期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに受けたPCR等任意検査

※陰性証明書の発行料金等は対象外です。

補助金の額

検査に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額。その額が2万円を超える場合は2万円。

申請方法

新冠町ホームページ内にある申請様式により新冠町役場保健福祉課へ令和4年3月31日までに申請書を提出してください。※役場保健福祉課窓口にも申請書はあります。

申請に必要なもの

- ・PCR等検査領収書又は支払証拠書類
- ・振込口座通帳（補助金受取用）

※上記の補助事業は、症状のない方が対象です。

●お問合せ先●

新冠町役場保健福祉課 直通47-2113